

湯河原町告示第 45 号

湯河原町総合運動公園弓道場使用要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町総合運動公園弓道場使用要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、湯河原町都市公園条例（昭和41年湯河原町条例第10号。以下「条例」という。）及び湯河原町都市公園条例施行規則（平成12年湯河原町規則第19号。以下「規則」という。）の規定に基づき、湯河原町総合運動公園弓道場（以下「弓道場」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(専用利用の申請)

第 2 条 弓道場の専用利用の許可を受けようとする者は、規則第 3 条第 3 号ウ(ア)に規定する都市公園使用許可申請書（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の属する月の 3 月前の初日から利用開始 3 日前までに提出しなければならない。ただし、町内の者以外にあっては、使用しようとする日の属する月の 3 月前の15日から使用開始 3 日前までに申請書を提出しなければならない。

3 使用許可の順序は、第 1 項の規定による先着順に行い、申請が同時のときは、協議又は抽選により定める。

(使用料の返還)

第 3 条 条例第17条の規定による使用料の返還金額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者が使用の5日前までに使用の取消しを申し出たときは、使用料の全額を返還する。
- (2) 使用者が使用の4日前から前日までに使用の取消しを申し出たときは、使用料の100分の50に相当する額を返還する。
- (3) 使用者が天災その他自己の責めに帰することのできない理由により、使用を開始し、又は継続することができなくなった場合は、使用料の全額を返還する。
- (4) 法第27条第2項又は条例第19条第2項の規定により、許可を取り消し、又は中止を命じたときは、使用料の全額を返還する。

(指定管理者に管理を行わせる場合の特例)

第4条 条例第27条第1項の規定により弓道場の専用利用の申請における場合における第2条の規定の適用については、第2条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者に利用料金を収受させる場合の特例)

第5条 条例第29条第1項の規定により弓道場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第3条の規定の適用については、第3条中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(遵守事項)

第6条 条例第7条第3項の規定により許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全の確保は、全てに優先することを踏まえて行動するため、弓道場に備えてある安全マニュアルを遵守すること。
- (2) 都市公園使用許可証は、使用が終了するまでの間、携帯すること。
- (3) 使用時間には、準備及び片付けの時間も含まれるので、使用時間内に準備及び片付けを行うこと。
- (4) 湯河原町総合運動公園管理棟の使用については、公園管理に従事している者から説明を受けること。
- (5) 緊急用ドクターヘリの離着陸時は、使用を一時中断し、消防隊員の指示に従うこと。
- (6) 公園を管理する者から注意を受けた場合は、これに従うこと。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、弓道場の使用に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。